

公

示

九州運輸局長

令和8年2月2日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年2月13日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事業の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第33号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-349 ~360	宮交タクシー株式会社 株式会社平和タクシー 宮崎南国交通株式会社 株式会社宮崎国際タクシー 宮崎第一交通株式会社 株式会社銀町タクシー エムアール交通株式会社 株式会社日の丸タクシー 宮崎タクシー株式会社 株式会社美登タクシー 宮児貸切自動車株式会社 宮児タクシー株式会社	○イベント定額運賃の設定 ・サンマリンスタジアム～宮崎空港 普通車 2,400円 ・サンマリンスタジアム～宮崎駅 普通車 5,000円	宮崎交通圏 【管轄運輸支局】 宮崎運輸支局
7-361 7-362 7-363	下田 治郎 濱地 茂 石田 賢一郎	○迎車回送料金の設定 迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円	福岡交通圏 【管轄運輸支局】 福岡運輸支局

公

示

九州運輸局長

令和8年2月2日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年2月13日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第33号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
7-364 森川 千穂	<p>○迎車回送料金の設定 迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は、発車地点から2キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。 ただし、2キロメートル未満の回送料は收受しない。</p> <p>○遠距離割引の設定 特定大型車：15,000円を超える部分につき1割引 大型車：9,000円を超える部分につき1割引 普通車：9,000円を超える部分につき1割引</p>	熊本交通圏	【管轄運輸支局】 熊本運輸支局